

第7期 高萩市障害福祉計画
第3期 高萩市障害児福祉計画

令和6年3月
高 萩 市

【目 次】

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の対象	2
第4節 計画の期間	2
第5節 計画の策定体制	2
第2章 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的な考え方	3
第1節 基本理念	3
第2節 障害福祉サービス等の種類と整備方針	4
第3章 障害福祉サービス等の利用実施及び必要見込み量	15
第1節 令和8年度に向けた目標値	15
第2節 障害福祉サービスの利用実績及び見込量	20
第3節 障害児支援事業の利用実績及び見込量	27
第4節 地域生活支援事業の利用実績及び見込量	29
第4章 計画の推進	34
第1節 計画の推進体制	34
第2節 計画の評価・見直し(PDCAサイクル)	35

第1節 計画の趣旨

高萩市(以下「本市」)では令和3年度「第3期高萩市障害者計画」、「第6期高萩市障害福祉計画」及び「第2期高萩市障害児福祉計画」を策定し、障害者・障害児施策を推進してきました。この度、現行の障害福祉計画・障害児福祉計画が令和5年度をもって終了することから、障害者福祉計画に掲げた基本理念「地域共生社会の実現」のため、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき令和6年度を初年度とする「第7期高萩市障害福祉計画」及び「第3期高萩市障害児福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

1. 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「第7期高萩市障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に基づく「第3期高萩市障害児福祉計画」を一体的に策定し、「第3期障害者福祉計画」の障がい者サービスの等の確保に向けた実施計画となるものです。

2. 他の計画との位置づけ

本計画は、国及び茨城県が策定する関連計画や、本市の「第6次総合計画」との整合性をはじめ、「第3期高萩市地域福祉計画・第5次高萩市地域福祉活動計画」や「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第2期 高萩市萩っ子・子育て支援事業計画」等の関連計画との調整を図りながら策定いたします。

3. SDGsとのつながり

SDGs(持続可能な開発目標)は平成27年9月、国連サミットで採択された国際社会の共通の目標です。「誰一人として取り残されない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて、本市においても、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3節 計画の対象

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健・医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい、知的障がい及び精神障がい(発達障がいを含む)のある人のほか、難病や高次脳機能障がいにより生活上に支障がある人も対象とします。しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要不可欠です。したがって、本計画は全市民を対象としています。

なお、本計画では、「害」という字のマイナスの印象を考慮し、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から、人や状態を表す場合の「障害」を「障がい」の表記に変更しています。ただし、法令、制度に関する表記により「障がい」に変更することが適当でないものについては、変更しないこととします。

第4節 計画の期間

「第7期高萩市障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は令和8年度を目標とし、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年度	令和10年	令和11年
高萩市障害者計画	第3期	▲								
	第4期									
	第6期	▲								
	第7期				▲					
	第8期									
障害児福祉計画	第2期	▲								
	第3期				▲					
	第4期									

第5節 計画の策定体制

本計画は、保健、医療、教育、雇用などの関係機関及び障がい者団体から選任した委員をもって構成する「高萩市地域自立支援協議会」を設置し、市民と行政との協働により協議、検討してとりまとめました。

第1節 基本理念

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、基本理念を設定します。

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種別・程度を問わず、障がいのある人自らその居住する場所を選択し、必要とする支援が受けられる施策を推進します。

②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

市を障がい者福祉実践の中隔と位置付けるとともに、障がい種別間に格差のない、均衡のとれた障害福祉サービスの提供を目指します。

③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムの構築を推進します。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域の全ての住民が、主体的に地域や暮らし、生きがいを創り、お互いに高め合うことができる地域共生社会の実現にむけた取組を推進します。

⑤ 障害児の健やかな健康育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成のために、児童とその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、発達支援における専門的な支援体制の構築を推進します。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれを担う人材の確保・定着を図ります。

⑦障害者の社会参加を支える取組定着

障がい者の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう、障がい者の地域における社会参加を推進します。

第2節 障害福祉サービス等の種類と整備方針

障害者総合支援法の福祉サービスは、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえて支給決定が行われる障害福祉サービス、障害児支援事業、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されます。

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までの流れが異なります。

平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がいのある人が、自分たちが望む地域生活を送ることができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実を行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充が図られることとなりました。

■福祉サービスの体系

(1) 障害福祉サービス【介護給付】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	内 容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		対 象 者	障害者支援区分が区分1以上(障がいのある児童にあってはこれに相当する心身の状態)である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	重度訪問介護	内 容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分4以上あって、下記のいずれかに該当する人。 ①二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人。 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
同行援護	同行援護	内 容	外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。
		対 象 者	同行援護アセスメント票の基準を満たす視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する人。
		サービス整備方針	市内には、同行援護を行っている事業所がないため、広域的な事業所においてサービスの必要量を確保します。

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
訪問系サービス	行動援護	内 容	知的、又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等が行動する際に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上(障がいのある児童にあっては、これに相当する心身の状態)である人。
		サービス 整備 方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	重度障害者等包括支援	内 容	ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。
		対 象 者	障害支援区分が区分6(障がいのある児童にあっては区分6に相当する心身の状態)であって、下記のいずれかに該当する人。 ①四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行なっている身体障がいのある人。 ②四肢に麻痺等がある最重度の知的障がいのある人。 ③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人。
		サービス 整備 方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
日中活動系サービス	短期入所(ショートステイ)	内 容	家族などの介護者の疾病、その他の理由により、施設に短期間入所することができます。
		対 象 者	在宅の障がいのある人で、障害支援区分1以上か、在宅の障がいのある児童で、障害児短期入所区分1以上の人。
		サービス 設備 方針	利用者が必要とするときに、適正なサービス量を提供できるよう、事業所との連携を図ります。
	療養介護	内 容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
		対 象 者	①筋委縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人。 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人であって、障害支援区分が区分5以上の人。
		サービス 整備 方針	必要とするサービス量の確保に努めます。

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
日中活動系サービス	生活介護	内 容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		対 象 者	障がいのある人(障害支援区分が一定以上ある人)。
		サービス 整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
居住系サービス	施設入所支援	内 容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		対象者	障害支援区分が区分4以上の人(50歳以上の人には、区分3以上の人)
		サービス 整備方針	障がいのある人の、住まいの確保に努めます。

(2)障害福祉サービス【訓練等給付】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	自立訓練	内 容	<p>＜機能訓練・生活訓練＞</p> <p>自立して日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>＜宿泊型自立訓練＞</p> <p>居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。</p>
	就労選択支 援 【計画期間中 に施行予定】	対 象 者	機能訓練は、身体に障がいがある人と難病患者。 生活訓練及び宿泊型自立訓練は、知的障がいのある人又は精神障がいのある人。
		サービス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
		内 容	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
		対 象 者	障がいのある人
		サービス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	就労移行支 援	内 容	一般企業等への就労を希望する人に、原則2年まで、就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行います。
	対 象 者	障がいのある人。	
	サービス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。	
	就労継続支 援	内 容	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>＜A型(雇用型)＞</p> <p>通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。</p> <p>＜B型(非雇用型)＞</p> <p>就労経験のある方等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。</p>
	対 象 者	障がいのある人。	
	サービス 整 備 方 針	必要とするサービス量の確保に努めます。	
	就労定着支 援	内 容	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行ないます。

就労定着支援	対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人。
	サービス整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
居住系サービス	自立生活援助	内 容	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
		対象者	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がいのある人で、ひとり暮らしを希望する人。
		サービス整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
共同生活援助 (グループホーム)	内 容	主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活向上の援助を行います。	
		対象者	障がいのある人。
		サービス整備方針	障がいのある人の、住まいの確保に努めます。

(3)障害福祉サービス【相談支援】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
相 談 支 援	計画相談 支援	内 容	障害福祉サービスの申請・変更時に、障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
		対 象 者	障害福祉サービス及び地域相談支援利用者。
		サービス 整 備 方 針	相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
地域 相 談 支 援	地域移行 支援	内 容	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保など地域における生活に移行するための支援を行います。
		対 象 者	活動に関する相談支援を行います。 ①障がい者支援施設や療養介護施設に入所している人。 ②精神科病院に入院している精神障がいのある人。 ③生活保護法で規定する救護施設・厚生施設や刑務所・少年刑務所・留置所・少年院等に入所している障がいのある人。
		サービス 整 備 方 針	関係機関等との連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図ります。
地域定着 支援	地域定着 支援	内 容	居住において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
		対 象 者	①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人。 ②居宅において家族が同居している障がいのある人であっても、該当家族が障がい・疾病等のため緊急時の支援が見込めない人(障がい者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む)。
		サービス 整 備 方 針	関係機関等との連携に努めながら、支援体制の整備、充実を図ります。

(4)障害児支援事業

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
通所支援	放課後等 デイサービ ス	内 容	就学している障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
		対 象 者	就学している障がいのある児童。
		サービス 整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	児童発達 支援	内 容	未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
		対 象 者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童。
		サービス 整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	保育所等 訪問支援	内 容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
		対 象 者	集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う障がいのある児童。
		サービス 整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
相談支援	居宅訪問型 児童発達支 援	内 容	障がいのある児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。
		対 象 者	重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童。
		サービス 整備方針	サービス提供事業所の参入を促進します。
	障害児相談 支援	内 容	サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。
		対 象 者	障がい児支援事業を利用するすべての児童。
		サービス 整備方針	相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市が実施主体となって行う事業です。障がいの有無に関わらず、日常生活又は社会生活ができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業の実施を行うこととしています。

【必須事業】

必須事業	サービス種類	サービス内容 サービス整備方針	
		内 容	サービス整備方針
理解促進研修・啓発事業	内 容	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人への理解を深める研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	
	サービス整備方針	研修会等を開催し、障がいのある人への理解を深められるよう努めます。	
自発的活動支援事業	内 容	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ボランティア活動など)を支援します。	
	サービス整備方針	高萩市社会福祉協議会と連携して活動に対する支援に努めます。	
成年後見制度利用支援事業	内 容	知的障がいのある人や精神障がいのある人等で、判断能力が不十分である一定の用件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。	
	対 象 者	知的障がい、精神障がい等の理由により、日常生活を営むのに支障がある人。	
	サービス整備方針	事業の周知を図りながら、利用の促進に努めます。	
成年後見制度法人後見支援事業	内 容	障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け、必要な研修の実施、法人後見活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援するものです。	
	対 象 者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等。	
	サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。	
相談支援機能強化事業	内 容	障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、関係機関との調整や、権利擁護のために必要な援助を行います。	
	サービス整備方針	それぞれの障がいに応じた相談支援体制の充実とともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。	

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
必須事業	基幹相談支援センター事業	内 容	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、相談支援体制の強化や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート等の相談等の業務を総合的に行うものです。
	サービス整備方針	専門的な相談支援の充実に努めます。	
	住宅入居等支援事業	内 容	賃貸住宅への入居に際して必要な調整や家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。
		対 象 者	障がいのある人等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	内 容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記を行う者等の派遣などを行います。
		サービス整備方針	ニーズに応じた必要な派遣ができるよう事業を継続します。
	手話通訳者設置事業	内 容	市では、市役所での手続きを円滑にするため、窓口に手話通訳者の配置を目指します。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修	内 容	市の行事や会議等への聴覚障がいのある人の参加・参画、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています。
		対 象 者	実施主体が適当と認めた人。
		サービス整備方針	事業の実施に向け、体制整備に努めます。
	日常生活用具給付等事業	内 容	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とします。
		対 象 者	原則として、在宅の身体障がいのある人・知的障がいのある人・難病患者であって、該当用具を必要と認められる人。
		サービス整備方針	ニーズに応じた適切な給付等を継続します。

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
必須事業	移動支援事業	内 容	屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。
		対 象 者	屋外での移動に困難がある障がいのある人、障害福祉サービス(通院介助)の支給決定を受けていない人。
		サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。
	地域活動支援センター機能強化事業	内 容	障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行なったり、社会復帰に向けた支援を行います。 ＜基礎的事業＞ 創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。 ＜機能強化事業＞ 基礎的事業に加え、地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います(Ⅰ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施。Ⅱ型は機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します(※現在市内にはありません)。Ⅲ型は地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業等です)。
		対 象 者	精神障がいのある人。
		サービス整備方針	事業の周知を図りながら、利用の促進に努めます。

【任意事業】

サービス種類		サービス内容 サービス整備方針	
任意事業	障害者虐待防止対策支援事業	内 容	障がいのある人への虐待を防止するため、障がい者虐待相談窓口を設置し、障がいのある人への虐待に関する通報の受理、虐待をうけた障がいのある人の相談及び助言等を行うとともに普及啓発に努め、障がい者虐待防止体制の充実を図ります。
		サービス整備方針	事業の周知を図り、体制整備に努めます。
日中一時支援事業	内 容	障がい者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。	
	対 象 者	市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において見守り等をする人がいないため、一時的に支援が必要な人。	
	サービス整備方針	必要とするサービス量の確保に努めます。	

第3章

障害福祉サービス等の利用実績及び必要見込量

第1節 令和8年度に向けた目標値

障害福祉計画に係る基本指針に基づき、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画等において必要な福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標値（以下、「成果目標」）の設定と、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量を見込むことが適当としています。

本市においては、この指針及び地域の実情を踏まえ次の通り成果目標を定めます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

ただし第6期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることと定めています。

項目	国からの基本指針	
	現行	新
福祉施設から地域生活に移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を移行。	令和4年度末時点の施設入所者数の <u>6%以上</u> を移行。
入所者数の削減	令和元年度末時点から施設入所者数を1. 6%以上削減。	令和4年度末時点から施設入所者数を <u>5%以上</u> 削減。

●目標値

項目	数値	備考
第7期計画作成時の入所者数	38人	令和4年度末時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	5人 (13%)	施設からグループホーム、家庭等へ地域移行を目指す者の数
【目標値】 削減見込	2人 (5%)	現状からの差引減少見込み数

※ここでは基本指針に基づき成果目標を算出していますが、施設入所支援の見込量(P25)は、地域実績に合わせて別で設定しています。

※第6期障害福祉計画実績

項目	数値	備考
第6期計画作成時の入所者数	43人	令和元年度末時点の入所者数
地域生活移行者数目標値	3人	令和元年度末時点の入所者数の6%以上
地域生活移行者数	0人	施設からグループホーム、家庭等へ地域移行した者の数

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療及び福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健福祉医療体制の基盤整備を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となることから、そのための取り組みを積極的に推進することが必要であるとしています。本市では「地域自立支援協議会」を協議の場として位置づけます。

●目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	6人	6人	6人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに各市町村及び各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととしています。

また、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

●目標値

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等	市内または圏域で整備	令和8年度末まで
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上	
強度行動障害を有する障がい者に関する支援体制の整備	体制の整備	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

① 一般就労への移行者数

項目	国からの基本指針	
	現行	新
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上。	令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.28倍</u> 以上。
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上。	令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.31倍</u> 以上。
就労継続支援事業(A型)を通じた一般就労移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上。	令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.29倍</u> 以上。
就労継続支援事業(B型)を通じた一般就労移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上。	令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.28倍</u> 以上。

●目標値

項目	数値	備考
目標年度における一般就労移行者数	4人	
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	4人	令和8年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者的人数
就労継続支援事業(A型)を通じた一般就労移行者数		
就労継続支援事業(B型)を通じた一般就労移行者数		
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	5割以上	

※第6期障害福祉計画実績

項目	数値	備考
第6期計画の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者目標値	2人	
第6期計画期間中の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数	5人	
令和3年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数	3人	

②就労定着支援事業

本市では令和3年度現在、市内に就労定着支援事業を実施している事業所及び就労定着支援事業の利用がありません。そのため就労定着支援事業に係る目標値の設定ができない状況です。

市内で就労定着支援事業が実施できるように事業所と協議し、事業所の参入促進に努めます。

項目	国からの基本指針	
	現行	新
就労定着支援事業利用者数	-----	令和3年度の実績の <u>1.41倍</u> 以上
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	就労定着率が <u>7割以上</u> の事業所を全体の <u>2割5分以上</u>

項目	数値	備考
市内就労定着支援事業所	0 か所	令和3年度末時点
就労定着支援事業利用者数	0 名	
就労定着支援事業の就労定着率	—	令和8年度における市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が <u>7割以上</u> の事業所を全体の <u>2割5分以上</u>

(5)障害児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童に対する支援の提供体制を、令和8度末までに整備することを定めています。

●目標値

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	市内または圏域で1ヶ所以上	
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	体制の構築	令和8年度末まで
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市内または圏域で1ヶ所以上	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	体制の整備	

(6)相談支援体制の充実・強化等

ニーズに応じた適切なサービス提供をするための相談体制の確保と関係機関との連携強化を図ります。

●目標値

項目	目標	備考
基幹相談支援センターの設置	市内または複数市町村による共同設置	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	体制の確保	令和8年度末まで

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とするサービス等の提供を行うことが重要であるとし、市町村職員は障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取り組みを行うことが望ましいとされます。また、適正な運営を行っている事業所の確保することが求められます。

●目標値

項目	目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	体制の構築。	
県が実施する、市町村職員を対象とした障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	2名/年	令和8年度末まで
障害者自立支援審査支払等システム等での分析結果を活用し、事業所等と共有する体制	体制の構築	

第2節 障害福祉サービスの利用実績及び見込量

各年度における障害福祉サービス等の利用実績及び見込量を以下に示します。特に記載がないものについては、近年の実績等を考慮し月間における平均数量を見込んでいます。

また、月間の実績につきましては、月平均の数値となっていますが、年間の実績につきましては、各年度末の数値となっております。ただし、令和5年度の年間の実績につきましては、令和5年12月末日時点の実績から算出した見込み値となります。

(1)訪問系サービス

①居宅介護: 居宅で調理や洗濯等の家事や、入浴や排せつ、食事等の介護をします。

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	565	565	565
実績 (実利用者数)	409 (28)	329 (25)	316 (21)
達成率	%	72. 4	58. 2
			55. 9

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	420	420	420

②重度訪問介護: 重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	13	10	20
実績 (実利用者数)	5 (2)	20 (1)	27 (1)
達成率	%	38. 5	200. 0
			135. 0

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	34	41	48

③行動援護: 知的・精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。

単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	14	10	10
実績 (実利用者数)	2 (1)	1 (1)	0 (0)
達成率	%	14. 3	10. 0
			0. 0

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	5	5	5

④重度障害者等包括支援:介護の必要性がとても高い人に、居住介護等複数のサービスを包括的に行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	延時間数	85	85	85
		0	0	0
達成率	%	0. 0	0. 0	0. 0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延時間数	40	40	40

⑤同行援護:視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出時の同行、代筆や代読、排せつや食事の介護をします。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	延時間数	18	18	18
		0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0. 0	0. 0	0. 0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延時間数	10	10	10

(2)日中活動系サービス

①生活介護:常時介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間において、障がい者支援施設等において行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動等の機会を提供します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	延日数	1, 508	1, 614	1, 716
		1, 368 (72)	1, 347 (72)	1, 414 (76)
達成率	%	90. 7	83. 5	82. 4

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	1, 740	1, 760	1, 780

②自立訓練(機能訓練):身体に障がいのある人を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		33	33	33
実績 (実利用者数)	延日数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0. 0	0. 0	0. 0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	15	15	15

③自立訓練(生活訓練):知的・精神に障がいのある人を対象に、食事や家事等の日常生活能力向上の為の訓練を実施します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		79	97	120
実績 (実利用者数)	延日数	82 (5)	66 (4)	64 (4)
達成率	%	103. 8	68. 0	53. 3

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	85	85	85

④就労選択支援【計画期間中に施行予定】:

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	-	80	80

⑤就労移行支援:就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて知識・能力の向上に必要な訓練を実施します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		41	100	100
実績 (実利用者数)	延日数	97 (8)	60 (7)	36 (3)
達成率	%	236. 6	60. 0	36. 0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	80	80	80

⑥就労継続支援A型(雇用型):一般企業等で就労が困難な障がいのある人と、事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		302	373	373
実績 (実利用者数)	延日数	268 (16)	244 (16)	225 (13)
達成率	%	88.7	65.4	60.3

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	295	295	295

⑦就労継続支援B型(非雇用型):一般企業等で就労が困難な障がいのある人に対し、一定の賃金水準のもとで、継続した就労の機会を提供し、職場内訓練、雇用への移行支援サービスを行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		1,066	1,171	1,284
実績 (実利用者数)	延日数	967 (62)	1,081 (67)	1,263 (80)
達成率	%	90.7	92.3	98.4

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	1,460	1,635	1,830

⑧就労定着支援:就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいのある人と、相談を通じて生活面の課題の把握や、企業や関係機関との連絡調整、それらに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		20	39	64
実績 (実利用者数)	延日数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	20	20	20

⑨療養介護:医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人に対し、医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援をします。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		382	423	423
実績 (実利用者数)	延日数	335 (11)	308 (11)	305 (10)
達成率	%	87.7	72.8	72.1

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	380	380	380

⑩短期入所:介護者の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人に、施設において入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	第6期計画見込量	62	71	80
	実績 (実利用者数)	52 (15)	57 (20)	93 (15)
	達成率	% 83.9	80.3	116.3
医療型	第6期計画見込量	51	51	51
	実績 (実利用者数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成率	% 0.0	0.0	0.0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量(福祉型)	延日数	100	125	155
第7期計画見込量(医療型)	延日数	25	25	25

(3)居住系サービス

①自立生活援助: 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がいのある人でひとり暮らしを希望する人に、一定期間、定期的な訪問を行ない必要な助言や関係機関との連絡調整を行ないます。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		3	3	3
実績 (実利用者数)	延日数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0. 0	0. 0	0. 0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延日数	0	0	0

②共同生活援助(グループホーム): 主に夜間において、共同生活を行う住居で日常生活上の世話を等を提供します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	人	57	57	66
実績	人	45	50	52
達成率	%	78. 9	87. 7	78. 7

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	人	69	73	77

③施設入所支援: 入所施設にて、夜間や休日における入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	人	46	49	52
実績	人	39	38	37
達成率	%	84. 8	77. 6	71. 1

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	人	46	46	46

(4)相談支援

①**計画相談支援**:サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画を作成し、モニタリング等を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	人	217	228	240
実績	(年間実人数)	209	203	215
達成率	%	96.3	89.0	89.6

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	人 (年間実人数)	242	244	246

②**地域移行支援**:障がい者支援施設等に入所、あるいは精神科病院に入院している障がいのある人を対象に、地域に生活を移すための支援を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	人	0	0	0
実績	(年間実人数)	0	0	0
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	人 (年間実人数)	0	0	0

③**地域定着支援**:居住において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	人	0	0	0
実績	(年間実人数)	0	0	0
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	人 (年間実人数)	0	0	0

第3節 障害児支援事業の利用実績及び見込量

障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考えは、子ども・子育て支援法に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。また、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、障害児福祉サービス等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、障がいのある児童及びその家族に対して身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要になっています。

ここでは、特に記載がないものについては、近年の実績等を考慮し月間における月平均の数量を見込んでいます。また、月間の実績につきましては、月平均の数値となっていますが、年間の実績につきましては、各年度末の数値となっております。ただし令和5年度の年間の実績につきましては、令和5年12月末日時点の実績から算出した見込み値となります。

(1)障害児通所支援

①放課後等デイサービス:就学している障がいのある児童に、授業の終了後や長期休暇等に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期計画見込量		467	481	495
実績 (実利用者数)	延利用日数	474 (45)	426 (40)	445 (39)
達成率	%	101.5	88.6	89.9

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期計画見込量	延利用日数	540	540	540

②児童発達支援:未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期計画見込量		200	253	200
実績 (実利用者数)	延利用日数	89 (10)	83 (13)	92 (11)
達成率	%	44.5	32.8	46.0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期計画見込量	延利用日数	110	111	112

③保育所等訪問支援:保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期計画見込量		5	8	8
実績 (実利用者数)	延利用日数	0 (0)	2 (4)	3 (4)
達成率	%	0.0	25.0	37.5

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期計画見込量	延利用日数	4	6	8

④居宅訪問型児童発達支援:重度の障がいがあって障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、自宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行ないます。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期計画見込量		5	5	5
実績 (実利用者数)	延利用日数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
達成率	%	0.0	0.0	0.0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期計画見込量	延利用日数	3	3	3

(2)相談支援

①障害児相談支援:サービス等の利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期計画見込量	人	54	70	70
実績	人	65	62	54
達成率	%	120.4	88.6	77.1

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期計画見込量	人	72	72	72

第4節 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人等が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業です。特に記載がないものについては、近年の実績等を考慮し年間における数量を見込んでいます。

(1) 地域生活支援事業【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業:障がいのある人への理解を深めるために、地域の住民等に対して研修会やイベントの開催等を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	実施の有無	有	有	有
実績		無	無	有

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業:障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、障がいのある人に対する災害対策活動やボランティア活動等)に対して支援を行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	実施の有無	有	有	有
実績		無	無	無

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業:障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供、サービス利用の支援をします。また、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活への支援をします。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	箇所	1	1	1
実績		1	1	1

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	箇所	1	1	1

④基幹相談支援センター:地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、相談支援体制の強化や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート等の相談等の業務を総合的に行うものです。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	設置の有無	無	無	有

⑤相談支援機能強化事業:市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するものです。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	設置の有無	有	有	有
実績		有	有	有

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	設置の有無	有	有	有

⑥住宅入居等支援事業:賃貸住宅への入居に際しての必要な調整や家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人等の地域生活を支援します。

⑦成年後見制度利用支援事業:知的障がいのある人や精神障がいのある人等で、判断能力が不十分である一定の用件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	人	1	2	1
実績	(実人数)	1	1	0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	人(実人数)	1	1	1

⑧成年後見制度法人後見支援事業:成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑨日常生活用具給付等事業：重度障がいのある人に対し、自立支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行います。

種 目	単位 第6期計画	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
①介護・訓練支援用具	件 (延件数)	5	0	5	0	5	1
②自立生活支援用具		4	1	4	2	4	2
③在宅療養等支援用具		5	5	5	1	5	1
④情報・意思疎通支援用具		5	2	5	2	5	4
⑤排せつ管理支援用具		900	775	900	748	900	658
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2	0	2	0	2	2

種 目	単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		第7期計画見込量					
①介護・訓練支援用具	件 (延件数)	3	3	3	3	3	3
②自立生活支援用具		3	3	3	3	3	3
③在宅療養等支援用具		3	3	3	3	3	3
④情報・意思疎通支援用具		3	3	3	3	3	3
⑤排せつ管理支援用具		900	900	900	900	900	900
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2	2	2	2	2	2

※排せつ管理支援用具については、継続的に給付するものであり、1人1か月分の給付を1件として年間の累計を計上しています。

⑩移動支援事業：屋外での単独移動が困難な障がいのある人等の外出について支援します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期計画見込量		600	600	600
実績 (実利用者数)	延時間数	587 (9)	582 (9)	390 (8)
達成率	%	97.8	97.0	65.0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期計画見込量	延時間数	600	600	600
	利用者数	9	9	9

⑪地域活動支援センター機能強化事業:創作活動または生産活動の機会の提供に加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援を行います。

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型	第6期見込量	事業所数	1	1	1
	実績 (実利用者数)	箇所 (人)	1 (5)	1 (10)	1 (10)
II型	第6期見込量	事業所数	0	0	0
	実績 (実利用者数)	箇所 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
III型	第6期見込量	事業所数	1	1	1
	実績 (実利用者数)	箇所 (人)	1 (12)	1 (8)	1 (8)

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画 見込量	I型	事業所数	1	1	1
		利用者数	10	10	10
	II型	事業所数	0	0	0
		利用者数	0	0	0
	III型	事業所数	0	0	0
		利用者数	0	0	0

⑫手話通訳者・要約筆記者派遣事業:障がいのある人に手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量	件	8	5	5	
実績	(実件数)	4	0	0	
達成率	%	50.0	0.0	0.0	

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	件 (実件数)	4	4	4	

⑬手話通訳設置事業:市役所での手続きを円滑にするため、窓口に手話通訳者を配置する事業です。

⑭手話奉仕員等養成研修事業:日常生活が円滑にいくような手話技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

(2)地域生活支援事業【任意事業】

①日中一時支援事業:障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第6期計画見込量		5, 000	6, 000	6, 000
実績 (実利用者数)	件 (実件数)	6, 396 (32)	6, 391 (33)	5, 032 (33)
達成率	%	127. 9	106. 5	83. 9

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期計画見込量	延時間数	6, 500	6, 500	6, 500
	利用者数	36	36	36

第1節 計画の推進体制

(1) 障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるように、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

(2) 市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

(3) 地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人誰もが高萩市民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心で充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

(4) 市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる高萩市を作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を目指します。

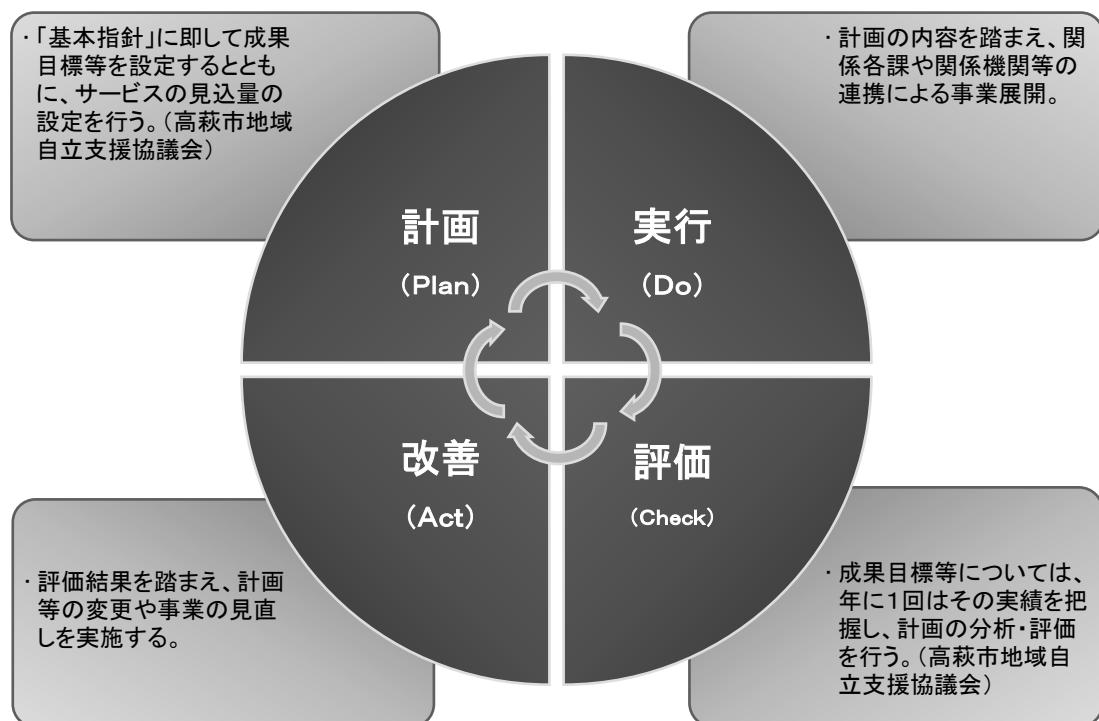
(5) 関係団体の役割

障がい者団体や特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

第2節 計画の評価・見直し(PDCAサイクル)

障害福祉計画の達成状況については設定した成果目標等をもとに、高萩市地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障害福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画や事業の見直しを行います。



高萩市地域自立支援協議会設置要綱

制定 平成 19 年 1 月 30 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、高萩市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 一般就労に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 高萩市障害者福祉計画及び高萩市障害福祉計画の策定、具体化等に関すること。
- (6) その他障害福祉行政の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、20名以内とし、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、企業、障害者団体等をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他関係者の出席を求める意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、高萩市健康福祉部社会福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定委員名簿
(高萩市地域自立支援協議会委員名簿)**

区分	氏名	所属団体等
福祉サービス事業者	◎ 豊田 守	(福)親交会 障害者支援施設リバティ若栗 施設長
	松下 博	(福)愛正会 障害者支援施設愛正園 施設長
	小林 正次郎	特定非営利活動法人高萩めだかの会 理事長
	皆川 札子	キューブ在宅ケアセンター 相談支援員
保健・医療機関	小宅 裕二	高萩それいゆ病院 社会福祉士 精神保健福祉士
	吉田 日出子	茨城県日立保健所 保健指導課長
教育・雇用関係機関	田村 伸一	高萩公共職業安定所所長
	三沢 博樹	茨城県立北茨城特別支援学校校長
企業	○ 渡辺 光史	(株)常磐谷沢製作所 工場長付広報担当
障害者団体等	長谷川 賢次	高萩市視覚障害者福祉協議会会長
	五十嵐 桂子	高萩市手をつなぐ育成会
	沼田 俊明	高萩市民生委員児童委員協議会会長
	川澄 崇	(福)高萩市社会福祉協議会 事務局長

◎会長 ○副会長

**第7期高萩市障害福祉計画
第3期高萩市障害児福祉計画**

令和6年3月

発行 高萩市
編集 健康福祉部福祉事務所社会福祉課
TEL 0293-23-7030
ホームページ <http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/>